

### 1-3. 生物多様性条約第8回 Ad hoc アクセスと利益配分作業部会

アクセスと利益配分に関する第8回作業部会（ABS-WG8）会合が、2009年11月9日～15日にカナダ・モントリオールの国際民間航空機関（ICAO）本部で開催された。また、本会合に先立ち、地域協議及び共同議長による非公式協議も開催された。我が国政府からは20名が参加した<sup>1</sup>。

2006年にブラジル・クリチバで開催された生物多様性条約（CBD）の第8回締約国会議（COP8）において、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的制度（ABS-IR）についての作業を、2010年のCOP10までに完了させることが決定され、また、2008年にドイツ・ボンで開催されたCOP9では、COP10までに3回の技術専門家会合、3回の作業部会を開催するという工程表（ロードマップ）が決定された。これを受け、「定義、分野別アプローチ等」に関する技術専門家会合（2008年12月、ナミビア・ウイントフック）、「遵守」に関する技術専門家会合（2009年1月、東京）、及び、「伝統的知識（TK）」に関する技術専門家会合（2009年6月、インド・ハイデラバード）がそれぞれ開催され、専門的知見に基づく議論が行われた。これらは報告書としてまとめられ、ABS-IRに関する議論の参考として、ABS作業部会へ提出された。

2009年4月にフランス・パリで開催されたABS-WG7では、ABS-IRのオペレーションナル・テキストのうち、「目的」、「適用範囲」、「利益配分」、「アクセス」、「遵守」に関する部分について、加盟国の提案に基づき議論が行われ、多数のブレケットがつくものの、今後の交渉のベースとなるテキスト案が出来上がった。

今回のABS-WG8では、ABS-WG7で議論されなかった「TK」、「能力（構築）」、「（法的）性格」が議論されるとともに、前回の対象であった「利益配分」、「アクセス」、「遵守」についても議論が行われた。

これにより、ABS-IRのすべての項目について、オペレーションナル・テキストの素案が作成された。テキスト案は61頁に及び、約3,800のブレケットが付いてはいるものの、ABS-IRの各項目については、加盟国からの追加意見を求めることがされたことから、2010年3月にコロンビアで開催予定のABS-WG9で最後の交渉が行われることになった。なお、ABS-IRの前文、定義等で上記各項目に当てはまらない事項については、加盟国から意見を募集し、ABS-WG9で議論される。また、ABS-WG8とABS-WG9の間に開催される会期間会合に合意した<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 外務省・地球環境課・水野政義課長、鍋島徳子課長補佐、環境省・自然環境計画課・星野一昭課長、野生生物外来生物対策室・牛場雅巳室長、生物多様性地球戦略企画室・中澤圭一室長補佐、矢野克典係長、本田悠介氏、名古屋大学エコトピア科学研究所・林希一郎教授、農林水産省・環境バイオマス政策課・圓谷浩之企画官、知的財産課・海老原康仁課長補佐、技術会議事務局・尾室幸子課長補佐、経済産業省・生物化学産業課・作田竜一室長、浅野義人係長、特許庁・国際課・高原慎太郎室長、津幡貴生課長補佐、南雲淳一係長、(独)製品評価技術基盤機構・バイオテクノロジー本部・安藤勝彦参事官、須藤学主査、明治学院大学法学部・磯崎博司教授、JBAからは炭田及び齋崎。

<sup>2</sup> ABS-WG8会合の最終報告書は、2009年11月20日に「UNEP/CBD/WG-ABS/8/8」としてCBD事務局ホームページに掲載された。「資料編（2）生物多様性条約第8回Ad hoc アクセスと利益配分作業部会報告書」を参照。

## 1. 共同議長による非公式協議

会議に先立つ 11 月 8 日（日）の午前 10 時から、共同議長による非公式協議が開催された。共同議長は、ABS-WG8 に対する「シナリオ・ノート」を提示し、今回の会議の役割と期待を説明した。

- COP9 決定に基づき、今回初めて議論することとなる「TK」と「能力（構築）」について、他の項目と同じレベルにし、最終交渉のベースとなるオペレーションナル・テキスト案を作成したい。
- 11 月 9 日の全体会合では、まず「（法的）性格」について議論したい。これは作業グループの“法的性質”に対する考え方を共有するためであり、この共通の理解を報告書に記載したい。
- ついで、「TK」と「能力（構築）」を ABS-WG7 と同様の 3 段階アプローチにより議論し、他の項目と同様のレベル（交渉のためのオペレーションナル・テキスト案）に仕上げたい。
- その後、ABS-WG7 で議論した「利益配分」、「アクセス」、「遵守」について、ABS-WG7 で作成したテキストをベースに交渉を行いたい。新しい提案は交渉開始まで受け付ける。
- 先週に、CBD 第 8 条(j)項及び関連規定に関する第 6 回作業部会が開催された。この結果について、同作業部会の共同議長報告として文書を追加する。
- なお、コンタクト・グループは最大 2 つまでとするつもりであるが、進捗状況や困難性を考慮し柔軟に決定したい。

## 2. 開会及び会議運営に係る事項

11 月 9 日（月）の 10 時 15 分に、共同議長により会議が開会され、本会議の重要性と残る交渉期間はわずか 14 日であることが強調された。ついで、COP9 議長（ドイツ）の代理として、Jochen Flasbarth 氏が挨拶に立ち、独環境大臣は交代となったが、ABS-IR の国際交渉を引き続き支援するとともに、交渉期限は 2010 年 10 月の COP10 であり、ここでの ABS-IR 採択を先延ばしすることはないと述べた。

CBD 事務局長の Ahmed Djoghlaf 氏は、同様に、本会議が作業部会の歴史上もっとも重要なものであるとした。最近開催された生物多様性国際対話（神戸）で 2010 年目標達成に悲観的な見方が出されたが、我々の未来のためにも、クリチバの COP8 決定である ABS-IR を完成させるという目標に限られた時間しかないと述べた。

また、最近イラクとソマリアが CBD に加盟し、困難な政治状況にあっても、生物多様性の喪失という課題に立ち向かうという政治的メッセージを発した。

最後に、UNEP 環境法条約局長 Bakary Kante 氏は、UNEP 事務局長の代理として、UNEP の生物多様性に関する活動に対する積極的な支援を強調した。特に、生物多様性は持続可能な開発の礎であり、西アジア・アジア大洋州・ラテンアメリカ・アフリカに地域連絡窓口を設置し、ABS ハブになることを期待しているとした。

慣例に従い、COP 議長団が本会議の議長団となり、議長団の推薦により Somaly Chan 女史（カンボジア）をラポーターに任命した。その後、議題案を採択し、作業の手順を承認した。

### 3. ABS-IR の（法的）性格

共同議長は、11月9日（月）午前の全体会合で、「（法的）性格」について、「法的拘束力を持つ」、「法的拘束力を持たない」、「両者の混合（一部に拘束力を持たせる）」の3つのオプションが提案されているが、まずは議論するのではなく、各加盟国の考え方を聞きたいとして、意見を求めた。各国の発言は以下のとおりである。

- ナミビア（アフリカ代表）：法的拘束力を持つ包括的な文書を望む。特に、原則、規範、規則、手続き、遵守措置、執行措置には拘束力が不可欠。アフリカ・グループの提案は文書として提出した。
- メキシコ（ラテンアメリカ・カリブ海代表）：法的拘束力を持つ文書を支持。COP9で議論されており、決定IX/12でABS-IRの法的性格が示されている。
- ノルウェー：ABS-IRは法的拘束力を持つ単一の協定、CBD・ボンガイドラインに基づく議定書で、特に遵守はIRの要であり、法的拘束力を持つべきであるが、議定書には法的拘束力を持つ規定と持たない規定があり得る。
- 日本：ABS-IRが我が国にとって受け入れ可能な規定で構成されるならば、法的拘束力を持つことを排除しない。各規定の内容を議論してから、法的性格に戻るべきで、現時点では法的拘束力を持つ制度を無条件に受け入れることはできない。
- タイ：法的拘束力を持つ1つまたは複数の文書からなるABS-IRの策定を支持。
- ニュージーランド：法的拘束力を持つとしても、実施可能なものでなければならない。実行可能性を考慮すべき。
- スイス：条約第15条及び第8条(j)項の実施のためには、法的拘束力を持つ文書の交渉に注力すべき。一方で、ABS-IRはすべての遺伝資源に適用可能で、かつ、他の各種国際的協定とも調和的・相互補完的であるべき。
- ブラジル(LMMC代表)：法的拘束力を持つ単一の制度をCOP10までに策定することを支持し、その中心は法的拘束力を持つ遵守規定であるべき。ボンガイドラインでは不十分で、不正使用・バイオ海賊行為を防止するためには、議定書の交渉・採択が不可欠。法的拘束力を持つ制度はジュネーブでのABS-WG6で合意している。条約15条を実施するために、また利益配分を保証するため、具体的な手段が必要である。
- EU：オペレーション・テキストの案として、法的拘束力を持つ措置、拘束力を持たない措置、あるいはそれらの組合せのいずれも含み得る。ABS-WG8の結果を見るまでは、法的性格についての見解を留保する。

- キューバ : 2005 年のラテンアメリカ諸国との会合から議論を開始し、2008 年 12 月に法的拘束力を持つ制度との結論に至った。ブラジルが発言しているように、ABS-WG6 で ABS-IR は法的拘束力を持つべきとされている。
- インドネシア : LMMC としてブラジルの発言を支持する。単一の法的拘束力のある制度であるべき。また、効果的に実施されることが不可欠。
- バングラデシュ : ABS-IR は法的拘束力を持つべき。
- アルゼンチン : LMMC の発言を支持する。
- カナダ : COP9 決定にあるように、文書の性質に関する影響を早計に判断したり、除外すべきではない。ABS-IR の各要素は制度全体として検討すべきである。ボンガイドライン、アグウェイ・ガイドライン、先週採択された倫理規範に関するガイドライン等、任意の制度もあり、これらを無にすることはない。ABS-IR の在り方として 3 つのオプションがあることを理解しているが、一方で、ABS-IR は法的拘束力の有無にかかわらず、その構成要素の実施については各国の柔軟性に配慮すべきである。
- コスタリカ : メキシコ、ブラジルを支持する。ABS-IR は法的拘束力を持つべき。
- ブラジル : ABS-IR の法的拘束力と各構成要素の性質は別々に考えるべきである。堂々巡りをしていてはならない。法的拘束力を持つ制度が必要である。
- セルビア（中東欧グループ代表） : ABS-IR は法的拘束力を持つべきであるが、必要であれば法的拘束力を持たない要素を組み込むことも可能であろう。
- ヨルダン : 法的拘束力を持つ制度を支持する。
- セネガル : ナミビアの発言を支持し、法的拘束力を持つ制度が必要である。
- リベリア : ナミビアの発言を支持する。
- マラウイ : ナミビアの発言を支持し、ABS-IR は生物資源・遺伝資源へのパスポート・ビザのようなものとなる。

その他、オブザーバーである国際先住民フォーラムやベルン宣言が法的拘束力を持つ制度を支持する発言を行った。

11 月 15 日（日）午前の全体会合で、共同議長は、上記発言を基に、各地域グループ、原住民・地域社会代表、その他利害関係者との議論を経て、ABS-IR の法的性格に対する共同議長の所見を口頭で発表した。すなわち、「国際的制度には、法的拘束力を持つ 1 ないし複数の規定を含めるという合意に従い、かつ可能な限り早期に本作業部会の任務を完了するために、国際的制度に関する交渉は、議定書の草案の完成を目指すという認識で、本作業部会はほぼ一致している。こうした理

解は、議定書の採択に関する COP10 の決定に影響を与えるものではない」<sup>3</sup>。なお、共同議長は、この所見は COP9 の決定を変更するものでもなく、また、本議題に関するこれまでの議論における各加盟国の立場を変更するものでもないことを確認したと述べた。

#### 4. 遺伝資源に関する伝統的知識

11月9日（月）午後の全体会合で取り上げられ、まず加盟国（ナミビア、ブラジル、ノルウェー、カナダ、スウェーデン、フィリピン、タイ、ニュージーランド、ウクライナ）、ついでオブザーバー（エコローパ、国際先住民フォーラム、国際環境開発研究所）が発言し提案を行った。

11月10日（火）午前の全体会合で、共同議長は、TKに関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Tone Solhaug 女史（ノルウェー）と Damaso Luna 氏（メキシコ）を任命した。コンタクト・グループの任務は、関連する取りまとめ文書を検討すること、収束が得られた分野と異なる作業が必要な分野を特定することとされた。

最終的に作成されたオペレーションナル・テキストは以下の構成となった。

- 前文または原則：義務規定とするかどうかは別としてほぼ合意に至った。
- 交渉テキスト（ブラケット付）：遺伝資源に関する TK に対して、遺伝資源と同様の扱い（事前の情報に基づく同意（PIC）、相互に合意する条件（MAT）、利益配分）をすべきかどうか、TK に関する国内制度の制定では、国内の原住民・地域社会に意思決定プロセスを促すべきかどうか等が主要な論点となり、テキストが作成された。
- 定義：「原住民・地域社会」、「関連する TK」、「非商業目的の研究」についてテキストが提案されているが、その内容及び配置に関する議論は十分ではなく、次回会合で議論される。

#### 5. 能力（構築）

11月9日（月）午後の全体会合で取り上げられ、まず加盟国（ナミビア、EU、ブラジル、日本、カナダ、タイ、コスタリカ、フィリピン、韓国、カメルーン、エジプト、ガボン、ナイジェリア）ついでオブザーバー（FAO、ITPGRFA、国際先住民フォーラム、ナチュラル・ジャスティス）が発言した。

11月10日（火）午前の全体会合で、共同議長は、能力（構築）に関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Jose Luis Sutera 氏（アルゼンチン）と Andreas Drews 氏（ドイツ）を任命した。コンタクト・グループの任務は、関連する取りまとめ文書を検討

---

<sup>3</sup> Having reflected upon statements made in plenary on this item and having discussed the matter with all regional groups and a range of representatives from indigenous peoples and local communities and stakeholders, the Co-chairs stated that the Working Group shares the preponderant understanding that for the purposes of completing its mandate and subject to the arrangement that the International Regime would include, inter alia, one or more legally binding provisions, negotiations of the Regime aim at finalizing a draft protocol under the Convention on Biological Diversity. The Working Group confirmed that this understanding is without prejudice to a decision at the tenth Conference of Parties on the adoption of such a protocol. (注：この議長発言は、聴取者の筆記による記録である)

すること、収束が得られた分野と更なる作業が必要な分野を特定することとされた。

最終的に作成されたオペレーション・テキストは以下の構成となった。多くのブロケットが付されている。

- 能力開発の重要性、アクセスと利益配分における人材・制度的能力の開発・強化への協力・連携
- 資金・技術・ノウハウへのアクセス・技術移転に関する各国ニーズの特定と配慮
- 開発途上国による能力開発措置の根拠としての自己評価、ニーズの特定、これら情報の事務局への提供
- 締約国による技術移転・技術協力のための能力開発措置
- 能力開発プログラム：関連法令の整備と実施、権限ある当局の設置と訓練、特許審査官の訓練、遵守証明・出所開示等の制度整備の支援計画、交渉に関する訓練、通信手段・インターネットシステムの採用、評価方法の開発と利用、バイオ探索研究と分類学研究、遵守の管理、遵守のモニタリングと執行、多様性保全と持続的利用への利益配分の強化、能力開発に対する協働・連携の構築・強化、遺伝資源の利用の追跡に関する訓練
- 能力開発措置の事例：政府に関するものとして、遺伝資源の保全・持続可能な利用・TKの推進、知的財産権の特定・主張・保護、社会経済発展のための遺伝資源とTKの持続可能な利用の促進、広報・教育・啓発、大学・研究機関に関するものとして、カリキュラム開発・訓練・研究・技術支援能力とアクセスと利益配分に関する組織としての能力、知的財産制度・パートナーシップ・利益配分の影響調査能力、研究者と原住民・地域社会との間の協力・理解を深める能力、また、民間部門に関するものとして、バイオ探索能力・アクセスと利益配分の手続きや協定の最善慣行の確保能力、遵守によるビジネスチャンスの特定・活用能力、分野別に差別化した能力開発
- 利害関係者の能力強化措置：分野別モデル条項・契約作成・目録作成への参加、これらの利用
- 原住民・地域社会の能力開発措置：保護と持続可能な利用・推進、協定の交渉・実施における自らの権利の特定・主張・保護、社会慣行の整備・実施・執行、記録作成、データベースの不当利用からの保護、広報・教育・啓発の確保、積極的な関与による幅広い適用促進、経済学への理解と実現可能な利益配分方式への組み入れ、評価方法の活用支援、研究開発活動可能な人材・組織の能力開発、遵守のモニタリング・執行措置能力の支援
- 能力開発を支援する基金の設置、資金供与メカニズム
- 國際基金機関に対する能力開発プログラムのための資金供与確保措置

## 5. 遵守

11月9日（月）午後、及び、10日（火）午前の全体会合で取り上げられ、9日午後には、マレ

ーシア、ブラジル、EU、スイス、カナダ、また、10 日午前には、日本、セルビア、ブルキナファソ、マレーシア、ブラジル、ナミビアがそれぞれ発言した。また、オブザーバーから、国際先住民フォーラム、ドイツ教会展開奉仕活動が発言した。加盟国の主たる発言内容は以下のとおりである。

- EU : 不正使用 (misappropriation) に関する提案の内容を紹介した。不正使用を提供国の ABS 国内法に違反して遺伝資源を取得することとし、国際アクセス標準に合意した上で、この違反には利用国で罰則を含めた措置をとる。
- スイス : EU と同様に、国際的制度の「遵守」の項には、不正使用の定義、国際アクセス標準、出所開示要件、情報の共有等がコアな要素となる。
- 日本 : EU とスイスが不正使用について具体的な定義を提案したことに感謝する。EU はアクセス標準、認証、その他遵守措置を挙げており、スイスも出所開示等を挙げている。これらについてはコンタクト・グループで詳細に議論したい。
- セルビア (中東欧グループ代表) : EU を支持する。特に国際的に認知された証明書が重要。
- ブルキナファソ : アフリカ・グループの提案を支持する。1 点追加すると、原住民・地域社会の間での遺伝資源とこれに関連する TK の交換を促進することを加えたい。
- マレーシア (アジア太平洋同志国家代表) : アジア・太平洋の生物多様性に富んだ加盟国で、新たな交渉グループ (Like-Minded Asia and Pacific Countries) を結成したことを発表した。LMMC、アフリカ、GRULAC 等と協調しながら、重要な項目である遵守について意見をまとめていく。
- ブラジル (LMMC) : アジア太平洋同志国家の結成を歓迎する。遵守について、PIC と MAT の関係、司法判断の執行、遺伝資源・派生物・TK に対する主権的権利を保護する規制枠組み等からなる提案を行った。

11 月 11 日（水）午前の全体会合で、共同議長は、遵守に関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長に Rene Lefeber 氏(オランダ)と Ricardo Torres Carrasco 氏 (コロンビア)を任命した。コンタクト・グループの任務は、ABS-WG7 報告書に付属した文書（パリ附属書）をベースに、今回追加的に提案のあった項目を検討し、パリ附属書の構成はそのままとし、関連する部分に挿入することを試みるとともに、パリ附属書のブラケットをできる限り取り除くこととされた。

コンタクト・グループでの議論の結果、パリ附属書のブラケットを大幅に減少させることができたが、一方で、いくつかの定義に関わる項目、他のセクションへ移すことが望ましい項目、全体に関わる組織的事項等、取り扱いが難しい問題が生じた。最終的に、これらは別の課題として、ABS-WG8 以降も提案を受け付け、ABS-WG9 で議論されることとなった。特に、上記のとおり EU は「不正使用及び不正使用に関する国際的な認識」を提案したが、これが定義に関わるかどうか

かで、EU は定義として提案したのではないと発言した。一方、他の加盟国からは最初のパラグラフは定義に相当するとの意見が出された。

検討項目は下記のとおりであり、それぞれにブラケット付のオペレーション・テキストが作成された。

(1) 遵守を促すための手段の開発

- a) 意識啓発活動
- b) 不正使用・誤用に対する国際的な認識
- c) 素材移転契約のモデル条項の分野別一覧
- d) 重要な利用者集団のための行動規範
- e) 最も優れた行動規範の特定
- f) 研究資金供与機関が研究資金を受給した利用者に対して所定のアクセスと利益配分の要件を遵守するよう義務付けること
- g) 利用者による単独宣言
- h) 国の管轄を超えて遵守を支援するための国際アクセス標準(国内のアクセス法の調和を必要としないもの)

(2) 遵守をモニターするための手段の開発

- a) 情報交換のための仕組み
- b) 国内の権限ある当局が交付する国際的に認知された証明書
- c) 追跡（トラッキング）及び報告の制度
- d) 追跡のための情報技術
- e) 開示の要件
- f) チェックポイントの特定

(3) 遵守の執行のための手段の開発

- a) アクセスと利益配分の取決めの執行を目的とする司法制度の利用を確保するための措置
- b) 紛争解決の仕組み：国家間、国際私法、裁判外紛争解決
- c) 判決及び仲裁判断の法管轄域を超えた執行
- d) PIC の要件の違反が申し立てられている具体的な事例における関連情報を提供者が入手することを支援するための、アクセスと利益配分に関する政府窓口間の情報交換の手続き
- e) 救済措置及び制裁措置

(4) 保護に関する慣習法及び地域の制度の遵守を確保するための措置

## 6. 公正かつ平衡な利益配分

11月10日（火）午前の全体会合で取り上げられ、スイス、ブラジル、ナミビアが発言した。ま

た、オブザーバーとして、国際先住民フォーラムが発言した。加盟国の発言内容は以下のとおりである。

- イス：文書で提案を提出しているが、アクセスと利益配分のリンクエージの関係で、法的確実性を確保し、遵守を促進するために、MATはできる限り早い時期に、できれば遺伝資源へアクセスする時点で締結すべきとし
- ブラジル：提案にある「資金メカニズム」は金銭的／非金銭的利益配分のところに入る。
- ナミビア：提案で「公正かつ衡平な利益配分の定義」を事前に提出した。事務局は各提案を編集する時に誤って異なるところに置いたようである。

11月12日（木）午前の全体会合で、共同議長は、利益配分に関するコンタクト・グループの設置を提案し、コンタクト・グループの共同議長にPierre du Plessis氏（ナミビア）とCosima Hufler氏（オーストリア）を任命した。コンタクト・グループの任務は、先の遵守に関するコンタクト・グループと同様に、ABS-WG7報告書に付属した文書（パリ附属書）をベースに、今回追加的に提案のあった項目を検討し、パリ附属書の関連する部分に挿入することを試みるとともに、パリ附属書のブラケットをできる限り取り除くこととされた。

検討項目は下記のとおりで、それぞれにブラケット付のオペレーションナル・テキストが作成された。

- (1) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関
- (2) MATに基づいて配分される利益
- (3) 金銭的利益又は非金銭的利益
- (4) 技術へのアクセス及びその移転
- (5) MATに基づく研究及び開発の成果の共有
- (6) 研究活動への効果的な参加、又は研究活動における共同開発
- (7) 交渉における平等を促進するための仕組み
- (8) 意識啓発
- (9) MAT及びTKの保有者への利益の配分における原住民・地域社会の参加及び関与を確保するための措置
- (10) 生物多様性の保全及び持続可能な利用並びに社会経済的発展（特にミレニアム開発目標）に向け、国内法に基づいて利益が配分されることを促す仕組み
- (11) 最低限の国際的な条件及び基準の開発
- (12) 利用ごとの利益配分
- (13) 原産地が明らかでないか複数の国にまたがる場合の多国間での利益配分の方法
- (14) 国境をまたぐ場合に対応するための信託基金の設立
- (15) 素材移転契約に組み入れることを想定したモデル条項の一覧の開発
- (16) 遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインの利用の拡大

## 7. アクセス

11月10日(火)午前の全体会合で取り上げられ、EU、スイス、ブラジルが発言した。また、オブザーバーとして、国際先住民フォーラム、ドイツ教会展開奉仕活動が発言した。加盟国の発言内容は以下のとおりである。

- EU: 新たに、各国アクセス規制と国際的制度との適合性について提案した。コンタクト・グループで詳細に議論したい。
- スイス: 各国にアクセスに関する権限があることは承知しているが、生物多様性・ヒトを含む動植物の生命の危機（インフルエンザ等のウイルス、食糧危機、侵入外来種等）に対応する緊急なアクセスを国際的制度で設定すべきだ。

11月12日(木)午前の全体会合で、共同議長は、アクセスに関するコンタクト・グループの設置を提案し、利益配分に関するコンタクト・グループ（共同議長:Pierre du Plessis 氏（ナミビア）、Cosima Hufler 氏（オーストリア））でアクセスについても検討することになった。検討項目は下記のとおりで、それぞれにブラケット付のオペレーションナル・テキストが作成された。

- (1) 締約国がアクセスについて決定する主権的権利及び権限の認識
- (2) アクセスと利益の公正かつ衡平な配分との連関
- (3) アクセスに関する規則の法的確実性、明確性及び透明性
- (4) アクセスに関する規則の無差別的適用
- (5) 国の管轄を超えて遵守を支援するための国際アクセス標準（国内のアクセス法との調和を必要としないもの）
- (6) 国際的に開発されたモデル国内法
- (7) 管理及び取引費用の最小化
- (8) 非商業目的の研究に関するアクセス規則の簡素化

## 8. 会期間会合（ABS-WG9に向けて）

以上のように、ABS-IR の各構成要素（目的、適用範囲、主要な構成要素—公正かつ衡平な利益配分、遺伝資源へのアクセス、遵守、遺伝資源に関連する TK、能力—）について、約 3,800 のブラケット付がついた全 61 頁に及ぶオペレーションナル・テキスト「モントリオール附属書」（附属書 I）が完成した。

また、このテキストのどの部分に記載すべきかが明確ではない（「一時留保されている」と表現された）テキストの扱いについて議論が行われた。全体会合での討論及び主要締約国・地域交渉グループとの非公式協議の結果、これらを交渉用のオペレーションナル・テキストの外に出し、附属書 II（次回作業部会会合で検討するため、留保となっている交渉テキスト案）として別記することとなった。本作業部会で完成した「モントリオール附属書」については、新たな追加提案を求めるこ

とが確認されたが、「一時留保されている」テキストとともに、「前文」と「定義」に関する部分については、新規提案が可能である。

一方、共同議長は、財政的支援が得られることを前提に、ABS-WG8 と ABS-WG9 の間に、2つの会期間協議の場を設けることを提案した。

1 つは、「共同議長の友 (Friends of the Co-Chairs)」会合で、構成メンバーは、①共同議長が選出した締約国代表 18 名、②COP9 及び COP10 議長国（ドイツと日本）から代表各 1 名、③原住民・地域社会、市民社会、産業界から代表各 2 名とし、ABS-IR 交渉における主要問題に関して講じ得る解決策を模索することを目的とする。時期は 1 月下旬あるいは 2 月上旬の 3~5 日間とする。

もう 1 つは、「地域間における非公式協議 (Co-Chairs Informal Interregional Consultations)」会合で、ABS-WG9 直前に 3 日間の予定で開催する。構成メンバーは、①5 つの国連による地域交渉グループから各グループが指名する 25 名、②同じグループからオブザーバー（アドバイザー）各 2 名ずつの 10 名、③原住民・地域社会、市民社会、産業界から代表各 2 名、④COP9 及び COP10 議長国から代表各 1 名とし、ABS-IR の前文テキスト、定義、関連規定について協議することを目的とする。

これに対して、ナミビアはアフリカ・グループの代表として、このプロセスに同意するが、「共同議長の友」及び「地域間における非公式協議」会合の参加者を増やすことを提案した。カナダは「共同議長の友」会合の財政的支援と主催を表明した。また、ノルウェーは会期間協議と ABS-WG9 開催を財政的に支援するために、40 万ノルウェークローネを拠出するとした。